

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 会場地市町選定基準

平成27年(2015年)12月24日
第1回常任委員会決定
平成30年(2018年)7月18日
第7回常任委員会一部改正
令和元年(2019年)5月29日
第9回常任委員会一部改正

1 総合開閉会式(国民スポーツ大会)・開閉会式(全国障害者スポーツ大会)

- (1) 原則として「国民体育大会開催基準要項細則」で定める施設基準(以下、「施設基準」という。)を満たし、ユニバーサルデザインにも配慮された既存施設を活用すること。
- (2) 会場周辺に駐車場等の用地や仮設テント等のスペースが確保できること。
- (3) 多数の参集者が短時間で集まることのできる輸送・交通手段が確保できること。
- (4) 会場周辺に相当の宿泊受け入れ能力があること。

2 競技会場

- (1) 市町の開催希望競技と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 全国障害者スポーツ大会の競技会場及び諸施設については、原則として国民スポーツ大会として使用する施設を利用すること。
- (3) 同一競技を複数の市町に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないようにするとともに、地域のバランスに配慮すること。
- (4) 開催希望が競合する場合は、大会運営に支障をきたさないようにするとともに、地域のバランスに配慮すること。
- (5) 競技施設は、原則として施設基準を満たし、ユニバーサルデザインにも配慮された既存施設を活用すること。
- (6) 地域住民のゲームズメーカー[※]としての参画など、大会運営に必要な環境、体制等が整えられること。

(7) 両大会開催に対する熱意があり、開催希望競技をはじめとする開催後のスポーツ振興に取り組む意欲があること。

※ ゲームズメーカーとは、競技者や主催者と一緒になって大会を作り上げるボランティアや観客を含めた人たち。